

本指針における「個人情報」「要配慮個人情報」「匿名加工情報（非識別加工情報）」
「匿名化されているもの」等の分類について

種類	定義	具体例	
個人情報	生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる(※1)もの		
	①情報単体で特定の個人を識別することができるもの	氏名、顔画像 等	
	②他の情報と照合すること(※2)によって特定の個人を識別することができるもの	「対応表」によって特定の個人を識別することができる他の情報と照合できるもの	
	③個人識別符号が含まれるもの	ゲノムデータ 等	
要配慮個人情報	個人情報のうち、その取扱いに特に配慮を要する記述が含まれるもの	診療録、レセプト、健診の結果、ゲノム情報等	
匿名加工情報・非識別加工情報	個人情報保護法等に定める匿名加工基準を満たすように、個人情報を加工したもの		
匿名化されているもの	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除（置換含む）したもの（注：特定の個人を識別することができるものとできないものの両者が含まれる）	氏名を研究用 ID に置き換えたもの 等	
	匿名化されているもの（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。）	匿名化されているもののうち、特定の個人を識別することができないもの（上記「個人情報」の定義中の①～③が含まれないもの）であって、匿名化の際に対応表が作成されていないもの（対応表は作成されたが、研究を実施しようとするとき又は他の研究を行う機関に提供するときに既に破棄され、どの機関にも存在していない場合も含まれる。）	
	匿名化されているもの（特定の個人を識別することができないものに限る。）	匿名化されているもののうち、特定の個人を識別することができないもの（上記「個人情報」の定義中の①～③が含まれないもの）	
	匿名化されているもの（どの研究対象者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限る。）	匿名化されているもののうち、その記述単体で特定の研究対象者を直ちに判別できる記述等を全部取り除くような加工がなされているもの（対応表を保有する場合は対応表の適切な管理がなされている場合に限る） （注：特定の個人を識別することができるものとできないものの両者が含まれる）	

※1 「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。なお、本指針において、「個人情報」と、死者について特定の個人を識別することができる情報を併せて「個人情報等」と称している。

※2 本指針において「他の情報と照合することができる」とは、当該機関において現に保有し又は入手できる他の情報と、当該機関において実施可能と考えられる手段によって照合することができる状態を指す。照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。なお、個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等を視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。